

有床診療所等(消防法施行令別表第1(6)項イ)における 防火対策に係る消防法・建築基準法の主な改正経緯

	消防法	建築基準法
昭和 34 年		＜定期調査報告制度の制定＞ 特定行政庁が一定の建築物、昇降機及び建築設備を指定し、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、定期的に自ら又は建築士に調査をさせ、その結果を特定行政庁へ報告することを義務付けた。 (建築基準法の改正)
昭和 35 年	＜防火管理制度の整備＞ 収容人員 50 人以上の施設に対し、防火管理者の選任、消防計画の作成及び消防計画に基づく消火・通報・避難訓練を義務付けた。 (消防法の改正)	
昭和 36 年	＜消防法施行令の制定＞ 防火対象物を用途で分類し、各用途に設置すべき消防用設備等の基準を定めた。(令別表第1(6)項イについては、消火器：150 m²以上、屋内消火栓設備：700 m²以上、消防機関へ通報する火災報知設備：500 m²以上、誘導灯：全て、避難器具：収容人員 30 人以上の階)	
昭和 39 年	＜スプリンクラー設備の設置基準強化＞ 11 階以上の階に、スプリンクラー設備の設置を義務付けた。 (消防法施行令の改正)	
昭和 41 年	＜避難器具の設置基準強化＞ 設置が必要となる階を、「収容人員 30 人以上の階」から「収容人員 20 人以上の階」に改めた。 (消防法施行令の改正)	

昭和 43 年	＜防災規制の制定＞ 防火対象物において使用するカーテン・じゅうたん等は、防災性能を有するものでなければならない。 （消防法の改正）	
昭和 44 年	＜自動火災報知設備の遡及＞ 6 項イに設ける自動火災報知設備については、基準の改正の際に既存の防火対象物に対しても改正後の規定が適用される。 （消防法施行令の改正）	＜竪穴区画の制定＞ 3 階以上の階又は地階に居室を有する建築物について、竪穴区画の規定を制定するとともに、防火戸（随時閉鎖・熱感知、くぐり戸）の規定を追加。 （建築基準法施行令の改正）
昭和 45 年		＜定期調査報告における特殊建築物調査資格者制度の創設＞ 対象となる特殊建築物の所有者等は、一級建築士、二級建築士又は大臣が定める資格を有する者（特殊建築物調査資格者）に調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告をさせることとし、専門家による調査が義務付けられた。 （建築基準法の改正）
昭和 47 年	＜防火管理の強化＞ 防火管理を義務付ける防火対象物を、「収容人員 50 人以上」から「収容人員 30 人以上」のものとした。 ＜スプリンクラー設備と自動火災報知設備の設置基準強化＞ 特定防火対象物のうち、平屋建以外の 6,000 m²以上のものにスプリンクラー設備の設置を義務付けた。 全ての防火対象物の 11 階以上の階に自動火災報知設備の設置を義務付けた。 （（自火報）昭和 49 年 6 月 1 日から適用） （消防法施行令の改正）	

昭和 48 年	＜訓練回数の義務付け＞ 避難訓練を年 2 回以上実施することを義務付けた。 (消防法施行規則の改正)	＜防火戸に煙感知連動を規定＞ 竪穴区画等について、防火戸（常時閉鎖、煙感知による随時閉鎖）の規定を追加。 (建築基準法施行令の改正)
昭和 49 年	＜特定防火対象物への遡及適用＞ 消防用設備等の設備基準の改正の際に既存の施設に対しても、改正後の規定を遡及適用することとした。 (昭和 54 年 4 月 1 日から適用) ＜点検・報告制度の創設＞ 防火対象物の関係者に、消防用設備等の点検・報告を義務付けた。 (消防法の改正)	
昭和 62 年	＜スプリンクラー設備の設置基準強化＞ 病院におけるスプリンクラー設備の設置の面積基準を 3,000 m²以上とした。 (新築：昭和 63 年 4 月 1 日から適用) (既存：平成 8 年 4 月 1 日から適用) (消防法施行令の改正)	
平成 2 年	＜訓練回数の義務付け＞ 消火訓練を年 2 回以上実施することを義務付けた。 (消防法施行規則の改正)	